

福岡県青少年科学館
指定管理者募集要領

令和 8 年 7 月

福岡県教育委員会

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	管理に関する基準	2
5	指定期間	3
6	応募（申請）資格	3
7	選定方法	4
8	指定管理者の指定及び協定等の締結	4
9	委託料等	5
10	ネーミングライツ（施設への愛称命名権）	6
11	キャッシュレス決済	6
12	指定管理者と県の責任分担等	6
13	事業報告書の提出	6
14	調査、指示及び監査等	7
15	指定の取消し等	7
16	応募（申請）書類	7
17	申請期間（書類の受付期間）	8
18	現地説明会	8
19	応募（申請）に関する質問	9
20	問い合わせ先	9
21	今後のスケジュール	9

福岡県青少年科学館の指定管理者の募集に関する要領

1 指定管理者の募集

福岡県（以下「県」という。）では、公の施設である福岡県青少年科学館（以下「科学館」という。）の管理をお願いする指定管理者を募集します。

指定管理者を希望する団体は、この「募集要領」を熟読の上、申請書に必要書類を添えて、県へ応募してください。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の規程を参照してください。

- (1) 地方自治法
- (2) 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例
- (3) 福岡県青少年科学館条例
- (4) 福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則
- (5) 福岡県青少年科学館の利用、指定管理者の指定等に関する規則
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例

2 施設の概要

(1) 名称

福岡県青少年科学館

(2) 所在地

福岡県久留米市東櫛原町1713番地

(3) 施設の設置目的

青少年の科学に関する知識の普及啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与する〔福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号。以下「科学館条例」という。）第1条〕。

(4) 活用目標

年間310,000人の利用を目指す。

(5) 土地建物

敷地面積：10,311㎡

建物構造：鉄筋コンクリート造5階建

延床面積：8,039㎡

竣工年月：平成2年3月

(6) 概要

ア 地下1階（697㎡）

機械室

イ 地上1階（2,013㎡）

館長室、副館長室、事務室、総合案内（ロビー）、特別展示室、常設展示場、郷土展示コーナー、ライブラリー、救護室、更衣室、給湯室、委託関係室、保安室等

ウ 地上2階（2,147㎡）

理事長室、常設展示場、多目的室、実験室、工作室、調査研究室、放電実験室

エ 地上3階（1,787㎡）

常設展示場、集会室

オ 地上4・5階（314㎡）

天体観測室

カ コスモシアター（1,079㎡）

傾斜型ドーム 座席数： 240席＋車椅子2台分

（7）避難所等の指定

科学館は避難所に指定されていませんが、災害時の状況によっては、事後的に久留米市から避難所として指定される可能性があります。このため指定管理者は、あらかじめ県及び久留米市と協議の上、役割分担等について取り決めを行った上で必要な対応を行うこととなります。

3 指定管理者が行う業務

別添「**現行の管理状況**」を参考にして必要と考える業務の仕様により事業計画書において管理体制（人員配置、外部委託等）及び管理経費等を提案してください。

※ 業務の再委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、具体的な業務内容等について事業計画書に記載してください。その場合、県内の経済活性化及び企業育成のため県内の中小企業を優先して活用してください。

4 管理に関する基準

（1）利用の平等

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が科学館を利用することを拒んではいけません。また、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

なお、指定管理者及び科学館に従事している者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領（平成28年3月福岡県教育委員会訓令第1号）を踏まえ、その社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行之、その社会的障壁の除去に可能な限り努めることとします。

（2）秘密保持義務

指定管理者及び科学館に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、科学館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者の職務を退いた後においても同様です。

（3）休館日

現行は次のとおりですが、指定管理者は福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、臨時に休館し又は開館することができます。利用者サービスの向上を図る観点から、執行体制（人員の確保）や管理委託料、利用料金収入等について総合的に考慮して事業計画書で提案してください。

現行：毎週月曜日（休日の場合は翌日）、館内整理日（毎月最終火曜日で休日でない日）、年末年始（12月28日から1月4日まで）

（4）利用時間

現行は次のとおりですが、指定管理者は教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができます。

休館日と同様の観点から事業計画書で提案してください。

現行：平日 午前9時30分から午後4時30分まで
（入館は午後4時00分まで）

土、日、祝日 午前9時30分から午後5時00分まで
（入館は午後4時30分まで）

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、科学館の管理運営を行うに当たっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。

(6) 情報公開

指定管理者が、科学館の管理を行うに当たって作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの情報公開については、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）を遵守し、規程を整備した上で、適切に対処してください。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、この指定期間は、議会の議決により確定します。

また、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 応募（申請）資格

指定管理者に応募しようとする者は、次に掲げる（1）及び（2）の要件（グループで参加する場合は（1）から（3）までの要件）を全て満たしていること。

（1）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

（2）次のアからクのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合があります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者。

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更正、再生、破産又は清算の手続を行っている者。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの。

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの。

（3）グループで応募する場合は、代表団体を定めること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

7 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性（公益性）の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制 施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開 コスモシアターの活用 広報・PR対策
		サービス向上策の提案
		教育・研修システム 相談や苦情への対応 安全対策、危機管理
	サービス・利便性の維持向上	
経営（収支）改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保 総人件費 今後の収支改善計画 経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画 業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況 資産等の状況
施設管理上の個別事項	業務運営上必要な資格	業務運営上望まれる能力等 個人情報保護、情報公開 入札参加制限等
	その他の特記事項	業務実績等（類似施設の管理実績等）

※ 大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(2) 選定方法等

応募のあった事業計画書等の提案書類について、ヒアリング等を実施した上で評価し、福岡県指定管理者選定委員会の意見を聴いて、指定管理者の候補者を選定します。

なお、応募団体名及び選定結果の概要については、公表します。

8 指定管理者の指定及び協定等の締結

(1) 指定議決

指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を要します。

その内容は、①施設の名称、②指定管理者の住所・団体名、③指定期間です。

(2) 協定等の締結

議会の議決を経て、指定を通知した後に、県と協定等を締結していただきます。

協定は、指定期間中の基本協定と、毎年度の管理経費等を定める年度協定の2本立てとなります。

- ・事業計画に関する事項

- ・再委託に関する制限
- ・責任分担
- ・業務報告（定期報告）
- ・事業報告
- ・損害賠償
- ・秘密の保持
- ・その他必要な事項

9 委託料等

（１）管理委託料

県が支払う管理委託料については、5か年総額が1,518,470千円（管理委託料上限額）以内となるよう、収支計画書を作成してください。

（単位：千円）

		単年度経費（税抜）
管理経費	人件費	146,218
	物件費	200,468
	小計 A	346,686
利用料金（収入） B		42,992
県が支払う管理委託料（A－B）		303,694

※ 指定管理者のインセンティブ確保に向けた考え方

県では、「公の施設は、より多くの県民に利用いただくことでその設置目的を果たすことができる」との観点から、利用料金収入実績を類似施設と比較することで、県が支払う委託料を増減させる考え方を導入しています。

指定管理受託後、類似施設と比較して高い利用料金収入実績を上げれば、次回選定時に委託料が上乘せされ、逆であれば減額されることとなります。

（２）支払方法

県が指定管理者に委託料（管理委託料）として四半期ごとに支払います。

県が管理委託料上限額を算定する際に用いた人件費単価及び下記価格指数について、公募時点から上昇または下落した年度においては、管理経費を見直した上で翌年度の協定に反映します。

物品	企業物価指数（日本銀行調査統計局）
サービス	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）

なお、12月までの指数の平均が、協定で算定した指数よりも上昇した場合には、その上昇分に係る管理委託料を別途算定します。

（３）利用料金収入

科学館の利用料金は、科学館条例第6条の規定に基づき、指定管理者が知事の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入となります。

利用料金の設定金額及びその基本的な考え方、収入の確保方策等を事業計画書において提案してください。

なお、指定管理者は、科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則第2条及び第3条で定める場合に該当するときは、利用料金を減免し、又は還付を行うこととなっています。現行の減免規定等を踏まえ、利用料金の設定と併せて、事業計画書において提案してください。

(4) 委託料の精算

利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、指定管理者の運営に起因する資金不足が生じた場合は、原則として補填は行いません。

10 ネーミングライツ（施設への愛称命名権）

福岡県では、一部の県有施設にネーミングライツを導入し、その収入は、より県民が利用しやすい施設とするための整備に活用しているところです。

現在、ネーミングライツを導入する対象施設の拡大を検討しており、今回、指定管理者を募集する科学館についても、指定期間内にネーミングライツを導入する可能性があります。その場合、看板の掲出等で指定管理者が行う業務に影響を及ぼすことがありますので、指定管理者は、必要に応じて関係者との協議や調整等にご協力ください。

11 キャッシュレス決済

県では、施設利用者の利便性向上のため、県有施設へのキャッシュレス決済を導入しております。

このため、指定管理者となる者は、キャッシュレス決済に係る加盟店申込、決済端末等設置申込等の事務手続きが必要になります。

12 指定管理者と県の責任分担等

県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めます。

	福岡県	指定管理者
物価の変動（人件費、物件費等）に伴うコスト増	○	
金利や為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
利用料金の収納		○
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ ただし、表に定める事項に疑義を生じた場合又は表に定めのない事項については、県と指定管理者で協議の上、責任の分担を決定するものとする。

13 事業報告書の提出

毎事業年度終了後、指定管理者は科学館の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 科学館の利用状況
- ③ 管理経費及び利用料金収入の実績

また、各四半期の業務の終了後、業務状況報告書（各四半期の科学館の利用実績、収支状況等）を提出しなければなりません。

14 調査、指示及び監査等

(1) 調査、指示等

県は、指定管理者による科学館の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができます。

(2) 監査

県の監査委員等が県の事務を監査するのに必要があれば、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿書類その他の記録の提出を求められる場合があります。

(3) その他

指定管理者は、利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を実施し、利用者の意見・苦情等の聴取に努め、その結果と業務改善への反映状況について県に報告してください。

15 指定の取消し等

(1) 指定の取消し

指定管理者が必要な指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定管理者の指定の取消しにより、県に損害が発生するときは、県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(2) 指定管理者から指定の解除を求める場合

指定管理者の指定期間中において、自己の理由により指定管理者から指定の辞退を求める場合は、辞退を希望する日の1年前までに申し出を行っていただき、県と協議するものとします。

この場合、指定の解除により県に損害が発生するときは、県は、その損害の賠償を請求することができるものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたとき若しくは解除されたときは、速やかに施設、設備等について原状の回復をしなければなりません。

(4) 業務の引継ぎ

指定管理者は、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力する義務を負うものとします。

16 応募（申請）書類

次の書類について、「ふくおか電子申請サービス」を利用し、データでの提出をお願いします。PDF化が難しい等の理由により、データによる提出が難しい場合、事前に御相談ください。

※ 提出時に提出先を選択する必要がありますので、「社会教育課 総務・文化係」を選択してください。

ふくおか電子申請サービス

(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=400001&shinseiFmtNo=BO1201&shinseiEdaban=01>)

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書
- ④ 応募資格を持たない者に該当しない誓約書
- ⑤ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類）
- ⑥ 登記事項証明書（法人でない場合は設立からの経緯書）
- ⑦ 役員の名簿及び履歴を記した書類
- ⑧ 過去３年間の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（法人等の業務内容、経営状況を明らかにする書類）
- ⑨ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する年度）
- ⑩ 県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑪ 類似・関連施設の事業を行っている場合は、その運営実績を記した書類
- ⑫ 法人等の諸規程類（文書、個人情報保護、経理、給与、就業等に関する規則又はこれらに準ずるもの）
- ⑬ 応募に当たって必要な能力、免許を有する場合は、その証明書
- ⑭ 暴力団排除に係る県警への照会書（電子データも合わせて提出）
- ⑮ 指定管理業務従事職員の社会保険等加入状況報告（誓約）書
- ⑯ 共同事業体協定書兼委任状

※①、④、⑮、⑯の書類への押印は不要です。

※⑯は共同事業体を結成し、応募する場合のみ必要です。

※必要に応じて追加書類を求めることがあります。

17 申請期間（書類の受付期間）

令和８年７月２１日（火）から令和８年９月１８日（金）までの午前９時００分から午後５時４５分まで（土曜、日曜、祝日を除く。）

なお、本件の応募に関する一切の費用については、申請者の負担となります。

18 現地説明会

（１）開催日時

令和８年８月７日（金）１５時００分から１７時００分まで（受付１４時３０分から）

（２）開催場所

福岡県青少年科学館

福岡県久留米市東櫛原町１７１３番地

電話 ０９４２-３７-５５６６

（３）申込方法

法人名（法人でない者は代表者名）及び参加希望者職・氏名（各団体３名まで）を明記のうえ、郵送又はＦＡＸ、電子メールのいずれかにより、令和８年７月３１日（金）までに下記２０の問い合わせ先へお申し込みください。

なお、応募（申請）を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

19 応募（申請）に関する質問

（１）受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月10日（木）まで

（２）受付方法

質問票（様式自由）に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX：092-643-3889

E-mail：ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

（３）回答方法

質問者にはFAX又は電子メールにて回答するとともに、回答については、随時福岡県庁ホームページにおいて公表します。

20 問い合わせ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部社会教育課総務・文化係（行政棟北棟4階）

電話：092-643-3886

FAX：092-643-3889

E-mail：ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

21 今後のスケジュール

概ね次のようなスケジュールで手続きを進めます。

令和8年	8月	7日	現地説明会
令和8年	9月	18日	申請書類受付締切
令和8年	9月	下旬	書類審査、ヒアリング
令和8年	10月	下旬	指定管理者選定委員会
令和8年	11月	上旬	指定管理者の候補者内定
令和8年	12月	下旬	指定議決
令和9年	1月		指定管理者の指定の告示
令和9年	3月		県と指定管理者との間で協定締結
令和9年	4月		指定管理者による管理開始